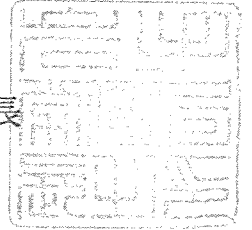


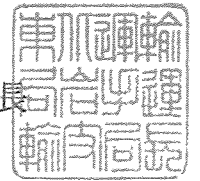
岩労発基 0276 第 2 号  
岩 運 輸 第 133 号  
平成 28 年 7 月 26 日

荷主関係団体 代表者 殿

岩 手 労 働 局 長



東北運輸局岩手運輸支局長



貨物自動車運送事業における長時間労働防止及び荷役作業等による  
労働災害防止について（協力要請）

日頃より、労働行政及び運輸行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運転者に係る長時間労働の問題は社会的に関心が高く、「第 3 回トラック輸送における取引環境・労働時間改善岩手県協議会」で公表した「トラック輸送状況の実態調査」では、県内貨物自動車運送事業者に所属するトラック運転者の長時間労働の実態が認められたところです。

トラック運転者の長時間労働については、過労運転による交通事故の原因となり、重大事故につながるため、労働災害防止の観点からも長時間労働を是正するための対策が求められています。

また、県内トラック運送事業における労働災害のうち、約 7 割が荷の積卸し等の荷役作業中に発生し、荷主先での作業における労働災害防止対策が求められています。（資料 1 参照）

安全運行を阻害するトラック運転者の過労運転の防止及び荷役作業等による労働災害の防止を図るためには、トラック運送事業者による改善取組はもちろんのことですが、荷主の皆様が発注条件等への十分な配慮に加え、書面等による適正な取引に当たっての、御理解、御協力が不可欠と考えています。

つきましては、トラック運送事業における過労運転及び労働災害の防止につきまして、御理解いただき、貴団体傘下の会員各社に対する下記事項の周知につきまして、格別の御配慮をお願い申し上げます。



## 記

### 1 トラック運転者の過労運転防止のために

運送の発注に当たっては、運送業務、附帯業務、運賃・料金等の重要事項について、あらかじめ契約書等の書面による共有を図り、安全で適切な運行計画を立てることができるよう発注条件を明確にしたものとするとともに、次の事項を配慮したものとさせていただくこと。

#### (1) 発注条件の明示

発注条件をあらかじめ明示いただき、できるだけ急な変更がないようにさせていただくこと。

#### (2) 無理のない到着時刻の設定

- ① 安全な運行を確保するためにトラック運転者の休憩時間、運行経路の渋滞等を考慮した到着時刻を設定していただくこと。
- ② 到着時間の遅延が見込まれる場合、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」といいます。)等を遵守した安全運行が確保できる到着時間の再設定、ルート変更等に柔軟に対応していただくこと。(資料2参照)

#### (3) 荷受け、積卸し時刻の設定

- ① 荷待ち時間及び積卸しにおける手待ち時間をできる限り少なくするような荷受け、積卸しの時間帯を設定していただくこと。
- ② 積卸し作業の遅延により予定時刻に出発できない場合、安全運行が確保できる到着時刻の再設定等を行うとともに、トラック車両を荷主の敷地内で待機できるようにしていただくこと。

#### (4) トラック運送事業者の選定

トラック運送事業者の選定に当たっては、「改善基準告示」等の遵守、「社会保険」や「労働保険」に加入していることなど、法令を遵守している事業者であることを前提に選定していただくこと。

なお、トラック運送事業には「安全性優良事業所の認定(Gマーク)制度」がありますので、選考の参考の一つにしてください。

#### (5) 適切な運賃等の収受(燃料サーチャージ制の導入等)

運送契約においては、安全で安定した輸送を確保するため、「トラック運送事業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」及び「トラック運送事業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」の趣旨を踏まえ、輸送原価が反映された運賃額並びに燃料上昇分を転嫁するための燃料サーチャージ制の導入にご理解をいただき、また、契約条件等について書面化する等、より良い信頼関係の中で、運送契約を締結していただくこと。

### 2 労働災害の防止のために

#### (1) 荷役作業の有無、内容、役割分担をトラック運送事業者へ通知

トラック運転者による荷役作業については、運送契約時に荷役作業等の附帯業務について、書面による共有を図り、運搬物の重量、荷役作業の内



容、役割分担について「安全作業連絡書」（資料 3 参照）を活用するなどにより、事前にトラック運送事業者へ通知していただくこと。

(2) 荷主敷地内での墜落防止対策

① トラックの荷台上で荷役作業を行わせる場合には、荷台の周囲に墜落防止柵、作業床を設ける等により墜落・転落防止措置を講じていただくこと。

② 荷役作業において墜落時保護用のヘルメットの着用を指導していただくこと。

(3) 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合の資格の確認

フォークリフトを使用する者が有資格者等であることを確認していただくこと。

フォークリフトの性能	必要な資格等
最大荷重 1 トン以上	フォークリフト運転技能講習修了証
最大荷重 1 トン未満	フォークリフト特別教育を受けていること

参考資料

- 1 「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」  
(<http://www.mlit.go.jp/common/001024950.pdf>)
- 2 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」  
(<http://www.mlit.go.jp/common/000017296.pdf>)
- 3 「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」  
([http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/09/090314\\_2.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/09/090314_2.html))
- 4 「安全運行パートナーシップ・ガイドライン」  
(<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/09/090528/03.pdf>)
- 5 安全性優良事業所の認定 (G マーク) について  
([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000013.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000013.html))
- 6 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」  
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-10.pdf>)
- 7 「交通労働災害防止のためのガイドライン」  
(<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-49/hor1-49-41-1-4.html>)
- 8 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」  
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130605-3.pdf>)

【問い合わせ先】

岩手労働局労働基準部監督課

電話番号 019-604-3006

(担当：上条、石川)

東北運輸局岩手運輸支局

電話番号 019-638-2155

(担当：伊藤、鈴木)